

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、小川保君、10番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁合わせて45分以内となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

はじめに、熊本地震で被害にあわれた方への哀悼の意を表し、そして被災されて亡くなられた方へのご冥福をお祈りいたします。

それでは質問させていただきます。

質問は「P F I 事業に際しての今後の取り組み」について。

P F I 事業に関して、平成15年に「契約に関するガイドライン」が公表され、P F I 事業契約については、施設の設計・施工、維持管理業務を主たる内容とした事業を想定しておりますが、これら以外の業務を含むP F I 事業において生じている様々な課題に対しての考え方は未だ十分に示されているとは言えない状態であります。

特に、公共施設運営権については不透明な部分が多い制度に見えるのが現状であります。

利用者をはじめとする関係者に活用の意義を説明する上で、大きなマイナス材料になっております。

その為、P F I 事業契約事前には、契約に際し、規定の考え方の整理をしっかりと行い、様々な諸問題に関しての取りまとめを行っていただければなりません。

広域での協同での事業であれば綿密な事前協議というのも重要であります。

他にも、今後本町でもPFI事業として検討・取り組む事業があると思われるので、次の質問をいたします。

一つ、官民、広域協働事業であるがための連携と対策。

今回、本町でも取り組み検討している、広域協働事業は、広域であり民間事業者の相互間での相違点を理解した上でコミュニケーションを図り、お互いに協力し合うことが何よりも重要であり、それらが担保とされるような仕組みなどを作成する必要がありますが、どの様な対策をお考えですか。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員ご質問のうち1点目「官民、広域協働事業であるがための連携と対策」につきましてでは、お答えをしてみたいと思います。

広域行政の事務の共同処理を行う場合には、その組織作りが重要だと考えております。

現在行われている事務の共同処理は、地方自治法に基づくものと、そうでないものに大別でき、地方自治法に基づくものは、法人格の有無によってさらに二つに分かれており、法人格を有するものが、「一部事務組合」「広域連合」などの5種類であり、法人格を持たないものが、「事務の委託」「機関等の共同設置」「協議会」の3種類であります。

また、近年増加傾向にあります、地方自治法に基づかない事務の共同処理としましては、職員の相互併任や協定によって事務の共同化を図るものや、民事上の契約行為によるものなど、団体間の任意の協力によるものがあります。

平成26年7月1日現在の地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べによりますと、事務を共同処理している総件数は8,236件で、関係団体数は述べ21,256団体であります。

また、共同処理の方式別の活用状況といたしましては、事務の委託が最も多く、以下、一部事務組合、機関等の共同設置、協議会などです。

このような、多様な制度の中から、事業及び地域の実情や事務の性質などの状況に応じて、最適な手法を選択していくことが、冒頭に述べましたとおり重要であり、適切な組織体制を構築することにより、官民共同事業を行う際にも、事業者に対するモニタリング及び、リスク管理などが的確に行え、議員のご質問にもありますように、官民相互間での相違点を理解した上でのコミュニケーションが図られることで、公共資金の最も効果的な運用が出来るものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、質問の中にそれぞれが担保を担うことについて

答弁には少し表現されておりましたが、担保とはそれぞれが具体的な契約条項を明確にして、それぞれの立場で責任を負うことではないでしょうか。

次の項目で触れますので、回答は結構です。

続きまして、2問目、契約時、契約当事者間の利害の調整。

契約内容の不明確な部分や、不明瞭な表現があれば、その契約は完璧ではありません。

契約終了後、相互間で利害の食い違い、思い違いなど双方で理解や認識にギャップが生じると思われますが、利害の調整はどの様にお考えでしょうか。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「契約時、契約当事者間の利害の調整」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」のなかで、事業契約において様々な留意点が記載されており、事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担、その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、あいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めることとあり、契約時において内容の不明確な取り決めをしないことが基本であります。

また、今後の利害の食い違い等についても、適切なリスク対応方法としてリスク分担の明確化や、事業契約若しくはその規定の解釈に疑義が生じた場合や、規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続き、その他の措置についても、具体的かつ明確に規定することが方針に示されております。

しかしながら、契約後の利害に食い違いが生じた場合は、事業者に一方的な負担が生じることがないよう協議する中で、それぞれの適切なリスク分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われるように、解決していくものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今答弁で、担当課長がさらりと答弁されましたが、その利害への項目や諸条件の細部にわたる記載は非常に難易度が高く、難点があります。

慎重に審議検討し、内容、項目等に漏れがないようお願いいたします。

決して管理者等の内部での意思の不統一により、混乱の生ずることのないようお願いいたします。

それでは3点目の質問にまいります。

契約の柔軟性の確保と契約内容の明確化。

P F I 事業において長期的な運営期間中に、当初定められた前提条件などの環境が大きく変化する場合、状況変化に合わせ契約内容の変更が必要とされますが、その場合はどう対応されるのかをお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「契約の柔軟性の確保と契約内容の明確化」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

契約時の業務内容を変更する場合には、事業者と協議・調整する必要があり、変更内容によっては違約金が発生する場合も考えられます。

PFI事業契約の事業期間は長期にわたるものであるため、契約期間を通じてお互いの権利義務を固定することが本来の目的であります。当初定められた前提条件が大きく変化する場合に備えて、柔軟に対応できる内容である必要があります。

そのためには、後で変更のないように、コストに直接影響する事業要求水準が明確に記載されていること、また、事業の性質に応じて公平で透明性の高い変更手続きが規定されていることが必要であり、変更の手順は事業類型及び、サービス内容により異なってまいります。

なお、どのような変更でも許されるわけではなく、契約の目的から大きく乖離しないよう、さらに変更に関する合意を、契約条件変更として文書化しておくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

答弁の中の契約の目的から大きく逸脱しないよう歯止めと変更に関する合意を契約諸条件変更として文書化しておくことが重要であり、まさにその通りだと思いますが、P F I 事業契約においては発注者が建設する施設のサービス内容と水準を掲示し、受注者であるP F I 事業者は発注者から掲示されたサービス内容と水準に適合し、施設を建設及び運営維持管理することになります。

しかしながらP F I 事業者はサービス内容と水準に適合する範囲であれば、詳細を変更してもよいと曖昧な表現がございますので、そこが不具合の種となり問題を発生させる原因であります。

留意のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、4点目の運営権についての取り決めについて。

運営権については、より高い公共性である為、ノウハウ、経験を有するため、様々な民間企業と連携を図る必要性があります。しかしその反面では、取り決めなど重要なところをコンサルなどに任せただけで、認識しない場合があり、後でトラブルなど発生するリスクがありますが、その様な事態にな

らない為方策が必要ですがどのように対策いたしますかお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「運営権についての取り決め」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。公共施設等の運営にあたり、利用料金の決定等を含む民間事業者による自由度の高い事業運営を可能にするため、PFI法が平成23年に改正されたことにより、運営権制度が創設され、公共施設のうち、利用料金を徴収する施設には、公共施設等運営権を設定できることとなっております。

公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能となっております。

運営権に関する実施方針の策定については、コンサルに任せるのではなく、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、運営事業の事業内容の検討を行い、順次詳細化して補完していくなどの留意が必要であると考えております。

また、運営権制度の適用対象となる公共施設等は、利用料金を徴収するものに限られており、施設の利用に係る料金が想定されていない庁舎等は適用対象にはなっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

3点目の質問と同じく、サービス内容と水準に適合という形での解釈で、運営権による食い違いのないようお願いしたいと思います。

次は5点目の質問に入ります。

P F I 事業問題発生の原因について参考は。

他の市町でP F I 事業に際し問題が発生し、原因について考察をされており原因究明やその後の経過などを聞き参考にする事は必要ではないのでしょうかお伺いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

只今の「PFI事業問題発生の原因について参考」のご質問につきまして、答弁をさせていただきます。

平成28年3月31日現在での内閣府公表による実施状況は、527件となっております。

実施件数が増えていく中で、問題も発生し事業の契約解除や廃止した案件も公表されております。

その中で、過去の公民連携事業の失敗事例は、次の6つに大きく分類されております。

一つ目といたしましては、目的設定自体が失敗しており、事業実施以前の問題である目的設定の失敗。

二つ目といたしましては、役割分担が過度に行政に寄っており、民の知恵が発揮される部分が極端に小さく、VFMがほとんど出ていない、行政へのアンバランスの失敗。

三つ目といたしましては、役割分担が過度に民に寄っており、事業リスクが過大になり、事業破綻の可能性がある、民へのアンバランスの失敗。

四つ目といたしましては、事業者選定プロセスに競争性がない、非競争の失敗。

五つ目といたしましては、目的が正確に募集条件に反映されていなかった為、当初目的が達成されない、メッセージの失敗。

六つ目といたしましては、定められた契約を履行しないので失敗する、ガバナンスの失敗であります。

以上のような失敗の事例、また、近隣の町で発生いたしました例におきましては、第三者委員会で、品質問題発生の原因についての考察がなされ、今後のPFI事業推進における提言がなされており、原因は、施設建設の管理体制の不備にあり、その責任は受注者にあることは明らかである一方、発注者側にも施設建設のマネジメント技術を備えた専門職員がいなかったといった問題もあるとされています。

しかし、問題の発生の最大の原因として「各担当責任者の連絡・報告体制の不備」が指摘されており、その後の対策として運營業務の成果を常に評価する「セルフモニタリング」及び、各業務の報告書及び実際の業務実施状況を検査する「モニタリング」並びに、要求水準を指標化した「KPI」など、このような日々の小さな業務遂行の積み重ねこそが大きな成果となり本事業の目的が達成できるとまとめられております。

このような原因や過程、またその後の対策について、他市町の事例等を考察することは重要な資料となると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、近隣の町の問題発生の原因についての考察はかなりの広範囲による見解のもとに分析や解析が終わり、原因と対策が出ております。

PFI事業は、民間のアイデアや手法の改善などメリットが非常に大きく、今後地方の自治体でも行政コストを低減する上で、大変重要な策であると思われませんが、まだPFI事業は取り決める詳細、契約などに不十分や不明瞭な部分が多く失敗という大きなリスクが伴います。

いわばもろ刃の剣でありますので、難点は研究、検証の上で必ず成功するようをお願いいたします。

これはほとんどの町民の願いでありますので、何卒よろしく願いして次の質問に入ります。

次の質問は、「災害備蓄品」について。

4月14日に発生した震度7の熊本地震の状況は、今も新聞、テレビなどで報道され、避難所での住民の苦しみや、不便さが痛いほど伝わって参ります。

避難所の不便さは過去に何度も報道されて参りました。

今まで震度6弱超える地震はこの10年間で13回もあり、それによる住宅の全壊、半壊により住民は避難所での生活を余儀なくされて参りました。

また自然災害による土砂災害、洪水など家の倒壊等で非難する事態も忘れてはならない事であります。

そのたびに避難所での住民の苦痛や、不便さを私たちは報道を通じて実感して参りました。

当然、過去の避難所で何が必要で大切な物は何かという事は、充分把握され検討、準備、備蓄されていると思われまますので、今回次の質問を致します。

本町での災害備蓄品についてお聞きいたします。

一つ、備蓄品の数量についてと、使用期限付きの備品の取り扱いについて、答弁をよろしく願いいたします。

総務課長（矢野 修司）

古川議員ご質問の「災害備蓄品について」のうち、「備蓄品の数量についてと、使用期限付きの備品の取扱について」でございますが、備蓄品は現在多度津中学校の備蓄倉庫、福祉センターにて保管しており、使用期限がある備蓄品については、食料関係と医薬品関係に分類されます。

食料関係では、乾燥米を1,750食、お粥は500食、保存パンは96食、調製粉乳（子供用粉ミルク）は約5kg、レトルトの副食は550食、缶詰は570食、その他食料を420食、及び飲料水360リットルとなっております。

また、医療品関係では、救急箱を含めた医療品セット50セット、このセットの中身につきましては、体温計、血圧計、聴診器、冷却シート、冷却スプレー、消毒用アルコール、滅菌ガーゼ、感冒薬、サージカルガウン、大人用・子供用マスク、生理用食塩水などとなっております。

これらの使用期限のある備蓄品につきましては、計画的に買い替えを行っており、使用期限前に町内自主防災組織等に提供し、防災訓練に役立てていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、備蓄品の使用期限付きの取り扱いについてですね、やはりこれらの食品、また医療用器具についても使用期限とか賞味期限等がございます。

それは、やはり取り替える為にそれを棄却とかそういうふうなことで非常にもったいないというところがございますので、それを消費期限が過ぎる前に何か有効利用の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目の住民が必要とされる備品のリサーチはどの様にしているのかお伺ひいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただ今ご質問の「住民が必要としている備品のリサーチはどのようにしているのか」とのことでございますが、町独自といたしましては特にリサーチは行なっておりませんが、過去に起きた災害の実績から、国及び県が必要と想定する必要最低限のものを備蓄しているのが現状でございます。

以上答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これも2点目の質問に対しての要望事項ですけれども、やはり避難所で必要とされる備品については今まで10年間の地震によって避難所で暮らした方達の意見とかそういうものがインターネットを開けばいろんな部分で記載されております。

やはりその方達にとっては、その時にそのものが本当に必要であったと痛切に訴えているものがありますので、それについては本町でもそういうものを備蓄するというか対象にさせていただきたいと思ひます。

次は3点目の質問に入らせていただきます。

当局で考える備品の項目種類をお伺ひいたします。

総務課長（矢野 修司）

ただ今ご質問の「当局で考える備品の項目種類」についてでございますが、先ほどお答えしましたように、食料関係及び医療品関係のものについて、必要最低限のものは備蓄しております。

先ほどご説明した備蓄品以外に生活用品類、トイレ用品類、資機材用品類、その他備蓄品を備蓄しております。

生活用品類といたしましては、毛布、簡易毛布、エアマット、ブルーシート、おむつ（大人・子供用含めて）、生理用品、タオル、トイレットペーパー、食器セットを備蓄しております。

トイレ関係用品類では、簡易トイレ、組立式マンホールトイレ、携帯用トイレを備蓄しております。

資機材関係用品類では、給水袋、車載用ウォータータンク、災害時公衆電話、

テントを備蓄しており、その他備蓄品といたしましては、多機能ランタン、土のう袋、ハンドメガホン、安眠セット、避難所用アルミシート、幼児用サークル、幼児用絵本等をそれぞれ備蓄いたしております。

しかし、アレルギー対応食や、医薬品など町では十分な備蓄ができていないものもありますし、備蓄できる量にも限りがございますので、アレルギー対応食や、医薬品、食料や飲料水などについては最低3日分は備蓄していただきたいということを、防災研修会等を通じて住民の皆様にお伝え、またお願いをしているところでございます。

以上ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁ありがとうございました。

実はですね、私も災害の時、長期の避難所で必要な備品というものは調べてまいりましたが、その他に子どもの為のおやつとかそういうものが必要だと。

それにはわけがありまして、やはり長期にわたって避難所の中で大勢の方がその1カ所に留まりますから、子供の泣き声とかまたその他の人の咳とか非常に気になるわけでございますが、やはりその方がお互いに身を寄せ合いながら避難所で暮らすということは、やはり気がつかない所のものが必要になると思います。

ですから、その避難所で過ごした方達の声聞きまして、それを反映するようをお願いしたいと思います。

本町でも、町の職員が元気に出向き、そういうふうな体験をしております。

ですからその体験を通じて、必要と思われるところっていうのは、その体験を活かして、今後の備品の備蓄に反映していただきたいと思います。

これで8番、古川幸義の質問を終わります。

どうもありがとうございました。